

公 告

下記により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上参加されたい。

記

- | | |
|--------------------------|---|
| 1 競 争 入 札 に
付 す る 事 項 | (1) 件 名 消防用設備保守点検等
(2) 履行期間 契約締結日～令和9年3月31日
(3) 履行場所 航空自衛隊三沢基地 |
| 2 入 札 日 時 | 令和8年7月29日（水）14時00分 |
| 3 入 札 場 所 | 航空自衛隊三沢基地（合同庁舎1階会計隊入札室） |
| 4 参 加 資 格 | (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと。
(2) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされた東北の競争参加資格を有する者。
(3) 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長等から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。 |
| 5 入 札 方 法 | 落札判定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 |
| 6 保 証 金 | 入札保証金及び契約保証金 免除 |
| 7 入 札 の 無 効 | 4の参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に反した入札は、無効とする。 |
| 8 契約書等作成の有無 | 有 |
| 9 契 約 の 方 法 | 確定契約 |
| 10 契 約 条 項 を
示 す 場 所 | 航空自衛隊三沢基地第3航空団会計隊事務室
航空自衛隊三沢基地ホームページ |
| 11 郵便入札の可否 | 許可 ※ 事前に申し出ること。 |
| 12 そ の 他 | (1) 入札保証金の納付を免除してあるが、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
(2) 入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申し込みがあったものとする。

(3) 入札の参加を希望するものは、入札日までに、上記の参加資格の写しを契約担当官まで提出すること。
(4) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。
TEL (0176) 53-4121（内線：3681）
FAX (0176) 53-5464 担当：西本 |

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の種類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	消防用設備保守点検等	三基 LPS-R42009	
		承 認	令和8年 6月16日
		作 成	令和8年 6月16日
		改 正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部隊等名	第3航空団基地業務群施設隊

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、後述する履行場所における消防用設備保守点検（以下「本役務」という。）について適用する。

1.2 履行場所

履行場所は次のとおりとする。細部は、特記事項（別紙）による。

- 青森県三沢市大字三沢字後久保125-7（航空自衛隊三沢基地）
- 青森県上北郡七戸町字五庵ノ下（天間林無線中継所）
- 青森県上北郡野辺地町字向田（野辺地無線中継所）

1.3 役務内容

消防用設備保守点検等とする。細部は、特記事項（別紙）による。

1.4 関連文書

本仕様書に記載されていない事項は、次を適用する。また、その時点における最新のものとする。

- 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」
- 国土交通省大臣官房官庁制定「営繕工事写真要領」
- 消防法
- 危険物の規制に関する規則
- 電気事業法
- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
- その他関係法令，上記の下位諸法令及び地方公共団体等の関係各条例並びに規則類

2 一般共通事項

2.1 現場代理人

契約相手方は、着工前に現場代理人を通知するものとする（部隊定型様式）。現場代理人は、関係法令に従い、本役務の履行に伴う災害防止及び環境保全に努めるものとする。また、本役務に携わる現場作業者に対し、本仕様書及び監督官の指示を周知徹底させるものとする。

2.2 役務着工届

契約相手方は、着工開始日を役務着工届（部隊定型様式）にて通知するものとする。

2.3 工程表

契約相手方は、事前に工程表を作成し、監督官の承認を得るものとする。

品名又は件名	消防用設備保守点検等
--------	------------

2.4 疑義に対する協議

本仕様書に定められた内容と関連文書等に相違のある場合又は現場の納まり、取り合い等の関係で本仕様書によることが困難又は不都合な場合は、監督官と協議し、打合せ簿（部隊定型様式）に記録するものとする。

2.5 役務現場管理

a) 役務現場への立入りは、監督官の承認を得ること。また、次に示す事項は、厳に慎むこと。

- 1) 役務現場区域外への立入り
- 2) 指定場所以外での喫煙、火気の使用
- 3) 役務に関係ない場所の撮影
- 4) 契約相手方は、本設備に異常が発生した場合、官側からの連絡後2時間以内に現地へ到着し初動対応を開始すること。

なお、交通事情その他やむを得ない理由がある場合を除き、これを遵守すること。

b) 本役務における作業時間は、08時15分から17時00分を基本とする。

なお、作業期間中の休日（土曜日、日曜日、祝日等）及びその他監督官が指定する日を作業不能日とする。

c) 部隊任務上、作業日時の変更又は中断を支持された場合は、速やかに従わなければならない。

d) 本役務に関連し、付帯設備を破損した場合は、直ちに監督官へ報告するとともに、契約相手方の負担において速やかに復旧するものとする。

e) 本役務の履行に伴う災害及び公害の防止は、関係法令に従い適切に処置するとともに、次の事項を遵守しなければならない。

- 1) 安全は、すべて契約相手方の責任とする。
- 2) 第三者に災害及び公害の影響を及ぼしてはならない。
- 3) 災害及び公害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとるとともに、その経緯を直ちに監督官に報告するものとする。

f) 契約相手方は、本役務において基地の電気及び水道を使用する必要がある場合は、監督官と協議するものとする。

g) 作業終了時は、本役務に関連する部分（進入口を含む。）の清掃及び片付けを行うものとする。

2.6 材料検査

材料は、履行場所に搬入するごとに監督官に報告するものとし、材料の種別ごとに材料検査簿（部隊定型様式）を添えて、検査を受けるものとする。

2.7 発生材の処理

金物等の発生材は、監督官が指示する場所に整理集積し、発生材報告書（部隊定型様式）を添えて引き渡すものとする。

2.8 役務写真

役務写真の撮影は、作業前、作業中及び完了後とし、各工程に従い、位置及び規格が仕様書と対照して確認できるように説明事項を記載した黒板等を添えて同一箇所を同一方向から撮影するものとする。カメラは、200万画素以上のデジタルカメラを使用するものとする。

2.9 完了検査

すべての作業を終了後、全必要書類を提出後、検査官の書類検査をもって役務完了とする。

品名又は件名	消防用設備保守点検等
--------	------------

2.10 提出書類

提出書類は、以下のとおりとする。

No.	書 類 名	部数	備 考
1	現場代理人通知書	1	部隊定型様式
2	役務着工届	1	部隊定型様式
3	工程表	1	契約相手方所定（実作業工程，日時を記載）
4	自衛隊工事従事者入門申請書	—	部隊定型様式，必要に応じ提出
5	臨時立入申請書	—	監督官の指示による。
6	打合せ簿	1	部隊定型様式，必要に応じ
7	材料検査簿	1	部隊定型様式
8	発生材報告書	1	部隊定型様式
9	役務写真	1	契約相手方所定（カラー印刷，アルバム整理）
10	完了通知書	1	部隊定型様式
11	引渡書	1	部隊定型様式
12	資格証の写し	1	契約相手方所定
13	点検結果報告書	2	契約相手方所定
14	泡消火薬剤サンプリング結果成績書	2	契約相手方所定
15	その他監督官の指示する書類	—	その都度

特記事項	品名又は件名	消防用設備保守点検等
	履行場所	航空自衛隊三沢基地 天間林無線中継所 野辺地無線中継所

1 特記事項

1.1 履行場所

履行場所は、付図第1のとおりとする。

1.2 役務内容

役務内容は次のとおりとするほか、細部は、付図第2のとおりとする。

- a) 消防用設備保守（機器・総合）点検
- b) 粉末消火設備の加圧及び起動用ガス容器を交換する。
- c) 不活性ガス消火設備制御盤の地絡継電器組込み基盤を交換する。
- d) 泡消火薬剤の機能を維持するための措置を講じるためのサンプリング検査（60検体）

2 消防用設備保守（機器・総合）点検

2.1 対象

対象は、次のとおりとする。細部は付表第1による。

- a) スプリンクラー設備
- b) 固定式泡消火設備
- c) 固定式粉末消火設備
- d) 不活性ガス消火設備
- e) ハロゲン化物消火設備

2.2 実施者の資格

作業実施者は、消防法の規定により必要とされる資格を有するものとし、その資格証を提示するものとする。

2.3 実施要領

- a) 機器・総合点検は、一般財団法人日本消防設備安全センター発行「消防用設備点検資格者講習テキスト」及び「消防用設備等点検実務必携」に基づき実施するものとする。
- b) 固定式泡消火設備
 - 1) 放射試験は、水による放射を6区画で行うものとし、細部は付図第2による。
 - 2) 放射時間については、各区画1分程度行うものとする。
 - 3) 放射試験後に発生した廃液等については、専用容器（ドラム缶200L）に移し替え、官側が指定する場所へ整理集積するものとする。
- c) 点検に必要な資器材等は、すべて契約相手方が用意するものとする。

2.4 点検結果報告書

契約相手方は、点検結果報告書を作成し、監督官に2部提出するものとする。

3 粉末消火設備の加圧及び起動用ガス容器交換

3.1 対象

対象は次のとおりとする。細部は付図第3による。

- a) 設備種別：固定式
- b) 製造会社：ヤマトプロテック株式会社
- c) 型 式：YDA-750
- d) 年 式：1996年式

3.2 実施者の資格

作業実施者は、消防法の規定により必要とされる資格を有するものとし、その資格証を提示するものとする。

3.3 実施要領

- a) 加圧用ガス容器及び起動用ガス容器を交換する。
- b) 交換及び点検に必要な資器材は、すべて契約相手方が用意するものとする。
- c) 交換後、機能試験を行うものとし、不具合があれば原因を解消するものとする。

3.4 材料

材料は、次のとおりとする。

履行場所	名称	ガス量 (L)	数量 (本)	認定番号	備考
#292	加圧用ガス容器 (窒素)	60	2	よー045号	同等品以上かつ新品
	起動用ガス容器 (液化炭酸ガス)	0.6	1	よー048号	同等品以上かつ新品

4 不活性ガス消火設備制御盤の地絡継電器組込み基盤の交換

4.1 対象

対象は次のとおりとする。細部は付図第4による。

- a) 製造会社：エア・ウォーター防災株式会社
- b) 型式：CA2型
- c) 認定番号：制ー032号

4.2 実施者の資格

作業実施者は、電気事業法の規定により必要とされる資格を有するものとし、その資格証を提示するものとする。

4.3 実施要領

- a) 地絡継電器組込み基盤を交換する。
- b) 交換及び点検に必要な資器材は、すべて契約相手方が用意するものとする。
- c) 交換後、機能試験を行うものとし、不具合があれば原因を調査し、見積を監督官へ提出するものとする。

4.4 材料

材料は、次のとおりとする。

履行場所	名称	数量(枚)	備考
#395 ボンベ庫(2)	地絡継電器組 込み基盤	1	同等品以上かつ新品

5 泡消火薬剤の機能を維持するための措置を講じるためのサンプリング検査(60検体)

5.1 対象

対象は、次のとおりとする。細部は付表第2による。

- a) 固定式泡消火設備薬剤貯蔵槽
- b) 移動式泡消火設備薬剤貯蔵槽

5.2 実施要領

- a) 泡消火薬剤の採取に関しては官側が実施するものとする。
- b) 採取に必要な容器及び送料については契約相手方の負担とし、事前に採取場所を明記したラベル等を貼り付け、官側へ送付するものとする。

c) 次の項目が正常な範囲であるかの判定結果を含む泡消火薬剤サンプリング結果成績書を1検体毎に作成し、監督官へ提出するものとする。

- 1) 比重
- 2) 粘度
- 3) 水素イオン濃度
- 4) 沈殿量
- 5) 膨張率
- 6) 25%還元時間
- 7) その他薬剤の種類ごとの検査

消防用設備保守点検

1 スプリンクラー設備 (機器・総合点検)

履行場所：# 2 3 5		
点検項目	単位	数量
加圧送水装置	組	1
ヘッド (閉鎖型)	個	421
制御盤	面	1
流水検知装置	組	3
表示盤	面	1
呼水装置	組	1
送水口	箇所	1
圧力スイッチ	個	1
水源	組	1
補助散水栓	個	13
末端試験弁	個	2
連動又は放水試験	式	1
絶縁測定及び配線点検	式	1

2 固定式泡消火設備 (機器・総合点検)

履行場所：# 3 7 6		
点検項目	単位	数量
加圧送水装置	組	1
起動装置	組	2
ヘッド (感知ヘッド 138 個、フォームヘッド 326 個)	個	464
制御盤	面	1
流水検知装置	組	1
圧力スイッチ	個	1
一斉開放弁 (水成膜用)	個	30
泡消火薬剤貯蔵槽 (操作部を含む)	基	1
泡消火薬剤混合装置	組	1
表示盤	面	1
手動開放弁	個	30
呼水装置	組	1
水源 (貯水槽、給水装置、バルブ類等)	組	1
放水試験	箇所	6
区画の養生	箇所	6
廃液の回収・搬出	式	1

3 粉末消火設備（機器・総合点検）

履行場所：# 2 9 2		
点検項目	単位	数量
粉末タンク（操作部を含む）	基	1
加圧用窒素容器	基	2
容器弁開放装置（ガス圧式）	個	2
起動用ガス容器	個	1
容器弁開放装置（電磁式）	個	1
起動用操作箱	個	2
薬剤点検	式	1
音響装置	組	1
制御盤	面	1
電源装置	組	1
圧力スイッチ	個	1
逆止弁	個	1
ヘッド	個	4
作動試験	式	1
放出試験（試験用窒素ガス）	式	1
絶縁抵抗測定及び配線点検	式	1

4 不活性ガス消火設備（機器・総合点検）

履行場所（窒素）		#364	#383	#384	#393	#395※		#402※		窒素計
						①	②	①	②	
点検項目	単位	数量								
消火剤貯蔵容器（窒素）	基	28	17	9	5	5	17	7	7	95
容器弁開放器装置（ガス圧式）	個	28	17	9	5	5	17	7	7	95
起動用ガス容器	個	1	3	1	1	1	64	2	5	78
容器弁開放器装置（電磁式）	個	1	3	1	1	1	32	2	5	46
起動用操作箱	個	1	3	1	1	1	32	2	5	46
音響装置	組	4	4	2	2	2	31	2	5	52
制御盤（5回線以下）	面	1	1	1	1	1		1	1	7
制御盤（31回線）	面						1			1
電源装置	組	1	1	1	1	1	1	1	1	8
圧力スイッチ	個	1	3	1	1	1	32	2	5	46
開口部自動閉鎖装置（ダンパ）	個	11	22	2	6	4	121	10	20	196
放出表示灯箱	個	3	7	3	2	2	61	3	7	88
選択弁	個		3				32	2	5	42
ヘッド	個	9	8	3	2	3	86	4	11	126
作動試験	式	1	1	1	1	1	1	1	1	8
放出試験（試験用窒素ガス）	式	1	1	1	1	1	1	1	1	8
容器搬入	式	1	1	1	1	1	1	1	1	8
絶縁抵抗測定及び配線点検	式	1	1	1	1	1	1	1	1	8

※ ①及び②の2系統

3 9 5②：起動用ガス容器2個1組に対し、容器弁開放器装置（電磁式）1個

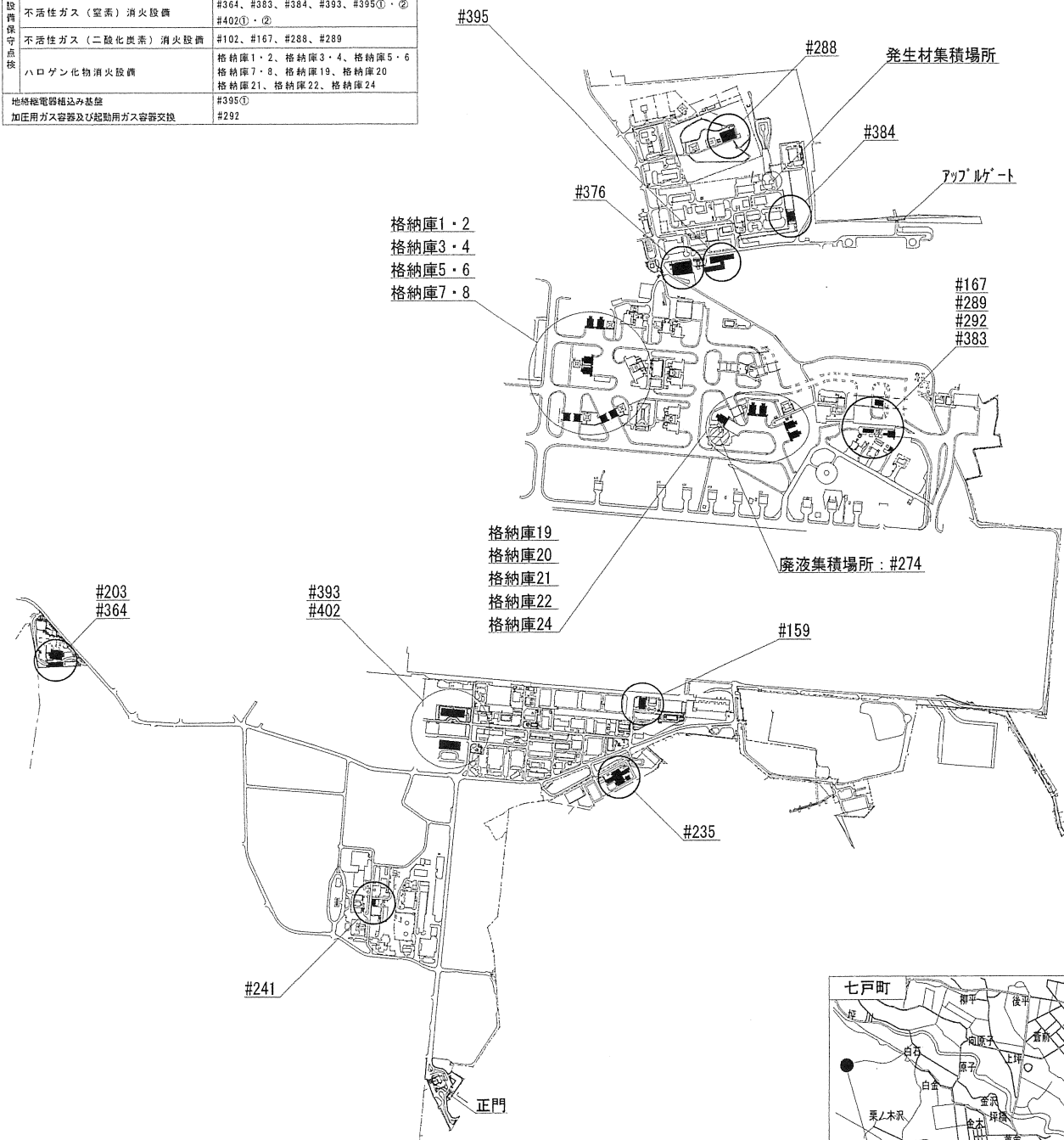
付表第2

泡消火薬剤サンプリング検査

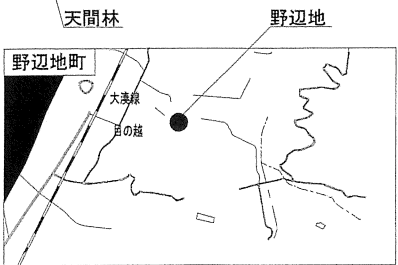
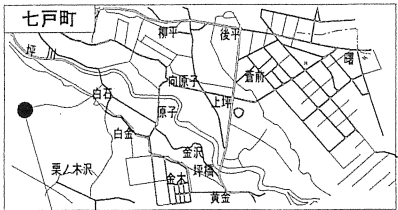
種別	No.	建物 番号	泡消火薬剤名称	薬剤 貯蔵 槽	型式番号	製造会社
移動式	1	#101	水成膜泡 3% サーフウォーター(Ⅲ) 3%	2 基	泡第 10～6 号	日本ドライケミカル
	2	#118	水成膜泡 3% サーフウォーター(Ⅲ) 3%	4 基	泡第 10～6 号	日本ドライケミカル
	3	#160	水成膜泡 3% DK ウォーター	2 基	泡第 10～3 号	第一化成産業
	4	#199	水成膜泡 3% DK ウォーター	1 基	泡第 10～3 号	第一化成産業
	5	#216	水成膜泡 3% DK ウォーター	1 基	泡第 10～3 号	第一化成産業
	6	#226	水成膜泡 3% DK ウォーター	2 基	泡第 10～3 号	第一化成産業
	7	#239	水成膜泡 3% DK ウォーター	2 基	泡第 10～3 号	第一化成産業
	8	#290	水成膜泡 3% DK ウォーター	4 基	泡第 10～3 号	第一化成産業
	9	#300	水成膜泡 3% サーフウォーター(Ⅲ) 3%	2 基	泡第 10～6 号	日本ドライケミカル
	10	#373	たん白泡 耐寒 3% ヤマトエアフォーム 310	4 基	泡第 60～6 号	ヤマトプロテック
	11	#400	水成膜泡 3% DK ウォーター	6 基	泡第 10～3 号	第一化成産業
	12	J-9	水成膜泡 3% DK ウォーター	1 基	泡第 10～3 号	第一化成産業
	13	J-10	水成膜泡 3% DK ウォーター	1 基	泡第 10～3 号	第一化成産業
	14	J-11	水成膜泡 3% DK ウォーター	1 基	泡第 10～3 号	第一化成産業
	15	J-12	水成膜泡 3% DK ウォーター	1 基	泡第 10～3 号	第一化成産業
	16	J-13	たん白泡 3% ヤマトエアフォーム 310	1 基	泡第 60～6 号	ヤマトプロテック
	17	J-14	たん白泡 3% 耐寒 3%	1 基	泡第 51～3 号	日本ドライケミカル
	18	J-15	水成膜泡 3% フロフィルムフォーム 3%	1 基	泡第 1～3 号	日新理化産業
	19	J-16	水成膜泡 3% フロフィルムフォーム 3%	1 基	泡第 1～3 号	日新理化産業
	20	J-17	水成膜泡 3% フロフィルムフォーム 3%	1 基	泡第 1～3 号	日新理化産業
	21	J-18	水成膜泡 3% フロフィルムフォーム 3%	1 基	泡第 1～3 号	日新理化産業
	22	J-23	水成膜泡 3% ｽｶﾌﾌｵｰﾑ F-623T	2 基	泡第 17～3 号	D I C
	23	J-25	水成膜泡 3% DK ウォーター	1 基	泡第 10～3 号	第一化成産業
	24	J-26	水成膜泡 3% DK ウォーター	1 基	泡第 10～3 号	第一化成産業
	25	J-27	水成膜泡 3% DK ウォーター	1 基	泡第 10～3 号	第一化成産業
	26	J-28	水成膜泡 3% ｽｶﾌﾌｵｰﾑ F-623T	2 基	泡第 17～3 号	D I C
	27	J-29	水成膜泡 3% ｽｶﾌﾌｵｰﾑ F-623T	2 基	泡第 17～3 号	D I C
	28	J-30	水成膜泡 3% ｽｶﾌﾌｵｰﾑ F-623T	2 基	泡第 17～3 号	D I C
	29	J-31	水成膜泡 3% サーフウォーター(Ⅲ) 3%	2 基	泡第 10～6 号	日本ドライケミカル
	30	J-32	水成膜泡 3% サーフウォーター(Ⅲ) 3%	2 基	泡第 10～6 号	日本ドライケミカル
固定式	31	#282	水成膜泡 3% サーフウォーター(Ⅲ) 3%	1 基	泡第 10～6 号	日本ドライケミカル
	32	#310	水成膜泡 3% サーフウォーター(Ⅲ) 3%	1 基	泡第 10～6 号	日本ドライケミカル
	33	#311	水成膜泡 3% ｽｶﾌﾌｵｰﾑ F-623T	1 基	泡第 17～3 号	D I C
	34	#333	水成膜泡 3% フロフィルムフォーム 3%	1 基	泡第 1～3 号	日新理化産業
	35	#376	水成膜泡 3% DK ウォーター	1 基	泡第 10～3 号	第一化成産業
薬剤貯蔵槽合計				60 基		

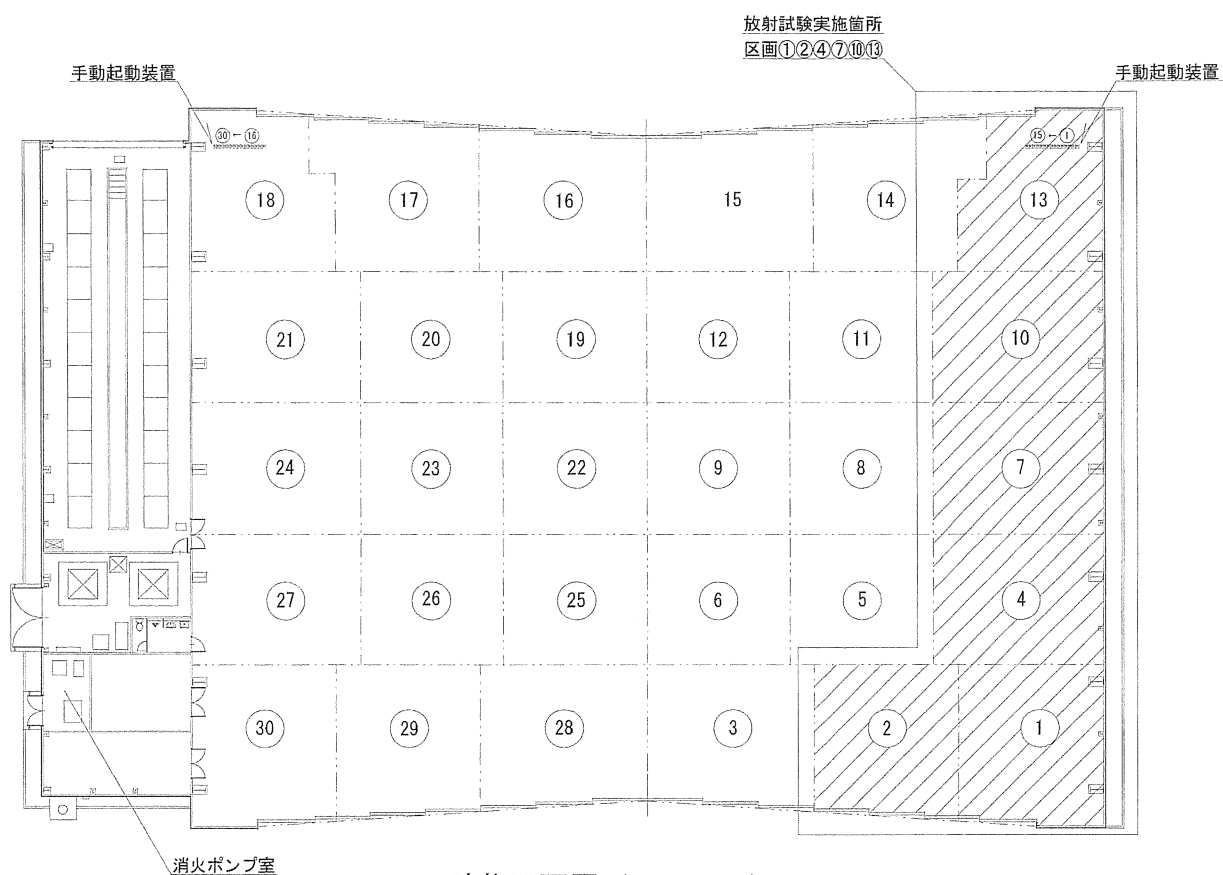
消防用設備配置図

履行内容	履行場所
スプリンクラー消火設備	#235
固定式泡消火設備	#376
粉末消火設備	#292
不活性ガス（窒素）消火設備	#364、#383、#384、#393、#395①・② #402①・②
不活性ガス（二酸化炭素）消火設備	#102、#167、#288、#289
ハロゲン化物消火設備	格納庫1・2、格納庫3・4、格納庫5・6 格納庫7・8、格納庫19、格納庫20 格納庫21、格納庫22、格納庫24
地絡検電器検込み装置	#395①
加圧用ガス容器及び起動用ガス容器交換	#292



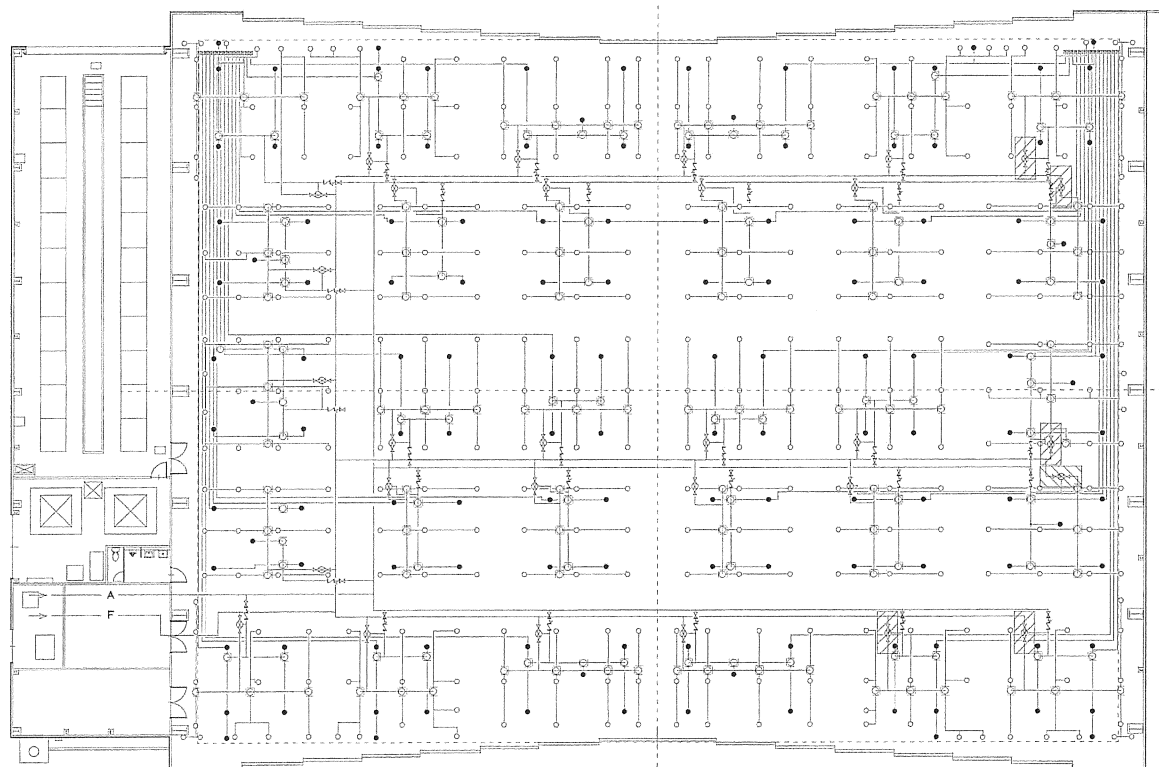
全体配置図 NO SCALE



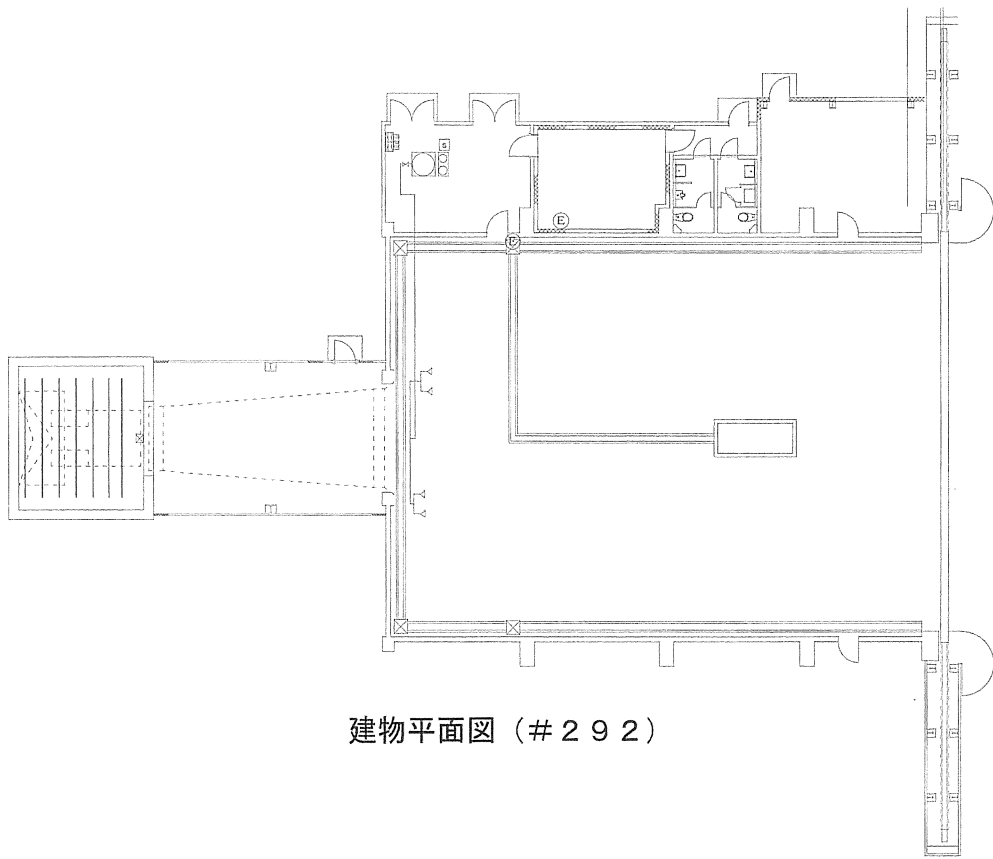


建物平面図（＃ 3 7 6）

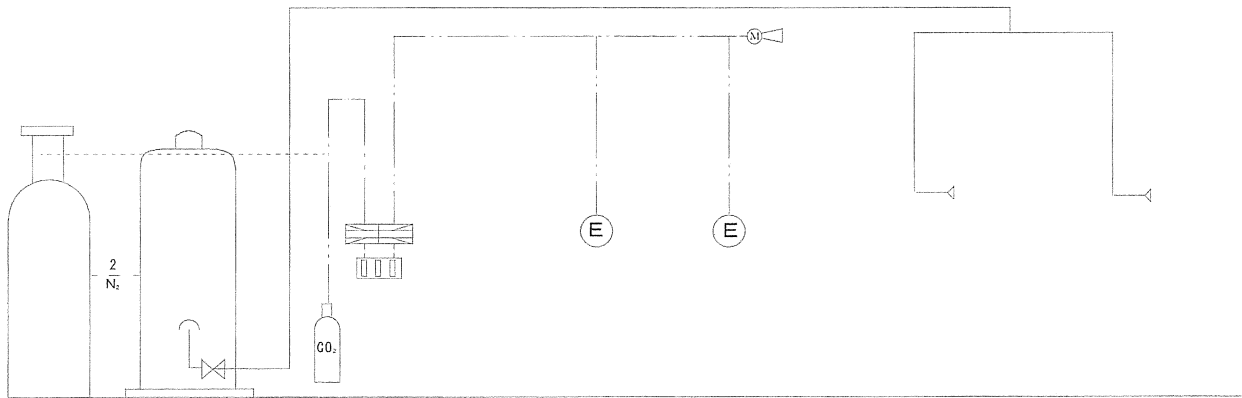
○	泡ヘッド
●	感知ヘッド
⊠	一斉開放弁
●	手動起動装置



泡消火設備系統図



建物平面図 (#292)

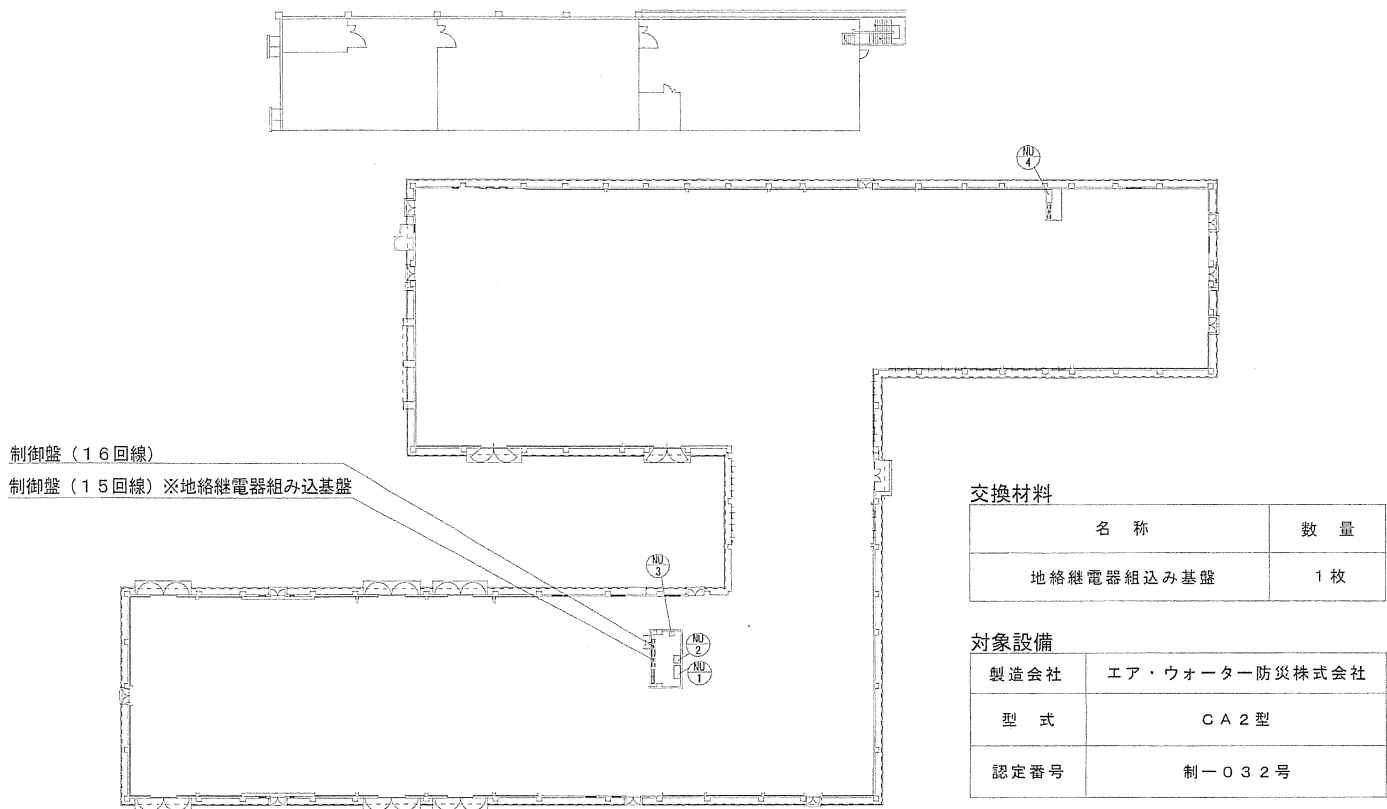


粉末消火設備系統図

消火設備 (凡例)	
記 号	名 称
	電源装置
(B) ベル	音響装置
(E)	起動用操作箱
→	ヘッド
	起動用ガス容器
	粉末タンク (300kg)
	加圧用窒素容器
S	起動用ガス容器
	制御盤
—	薬剤通気管
- - -	電気系統配線

対象設備	
製造会社	ヤマトプロテック株式会社
型式	YDA-750
年式	1996年式

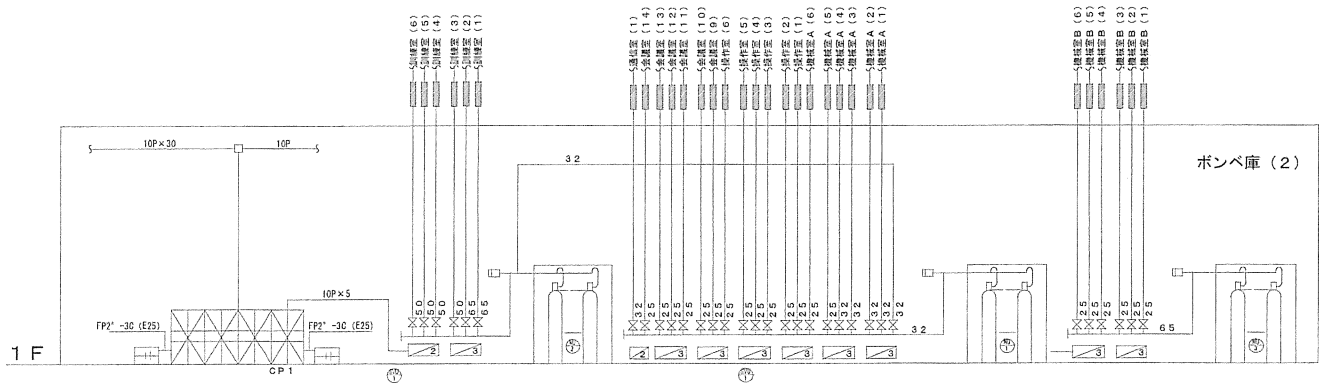
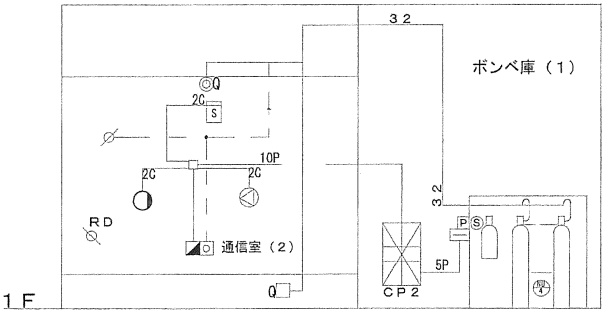
容器種別	ガス量	数量	認定番号
加圧式ガス容器 (窒素)	60L	2本	よー045号
起動用ガス容器 (液化炭酸ガス)	1L	1本	よー048号



建物平面図 (#395) 1F・2F

消火設備 (凡例)

記 号	名 称	仕 様	数 量	単 位
N P 1	制御盤 (5回線以下)	31回線、音声警報装置内蔵 自動手動切替スイッチ付	1	面
N P 2	制御盤 (31回線)	1回線、音声警報装置、蓄電池設備内蔵 自動手動切替スイッチ付	1	面
E	起動用操作箱		33	個
1	窒素ガス貯蔵用ユニット	放出容量: 20.3m ³ /83L	12	基
2	窒素ガス貯蔵用ユニット	放出容量: 20.3m ³ /83L	4	基
3	窒素ガス貯蔵用ユニット	放出容量: 20.3m ³ /83L	1	基
4	窒素ガス貯蔵用ユニット	放出容量: 20.3m ³ /83L	5	基
5	選択弁ユニット	GF14型選択弁 CO2 1.0kg/2.1L 起動容器 (ソレノイド付)	19	個
6	電源装置	DC24V、30AH	1	組
7	音響装置		33	組
8	噴射ヘッド	QNA型 (静音形)	26	個
9	噴射ヘッド	QNT型 (静音形)	62	個



泡消火設備系統図

入札書

貴通知・公告に対し、入札心得・契約条項等承知のうえ、上記のとおり提出します。

令和8年7月29日

契約担当官
航空自衛隊第3航空団
会計隊長 長谷川 拓生 殿

申込者住所
会社名
代表者氏名
代理人氏名

[illegible]

委任状

当社は、を代理人と定め、
令和 年 月 日から 令和 年 月 日 までの間、入札等に関する
下記の権限を委任します。

記

- 見積り及び入札に関する件
- 契約の締結に関する件
- 契約物品の納品に関する件
- 代金の請求及び受領に関する件
- 復代理人の選任に関する件

代理人使用印鑑



履行期間: 契約締結日～令和9年3月31日

令和8年7月29日

契約担当官
航空自衛隊第3航空団
会計隊長 長谷川 拓生 殿

住 所
会 社 名
代表者名